



生活 パイロット

災害が発生した後、これに便乗した悪質な勧誘の事例が過去の災害時に報告されています。被災地域だけでなく、周辺の地域でも発生していますので注意しましょう。アイネスには、火災保険を使って屋根の修理を勧誘する相談が寄せられています。

【事例】業者が突然訪問してきて「火災保険に加入すれば、

災害に便乗した悪質商法

保険金を使ってその工事の見積金額は屋根の修理がで150万と高額なため「さき」と言い、屋根の工事を勧められた。雨漏りしていないのた場合、契約書面を受け取ってから8日以内で、「今すぐ工であれば、クーリングオフ(契約を解除)

だ」と言って強引に勧誘された。保険会社には「風で瓦が飛んだ」と言うよう指示された。「保険が下りなくても、工事代金は自己負担する」と書かれた文書に署名するよう迫られサインしてしまっ

た。後から考えると、

なるべく早く相談を

できます。たとえ工事が終わっていても契約を解除できます。クーリング・オフ期間を過ぎてしまっても、勧誘の際に修理の必要性など、事実ではないことを説明されている場合は取り消しできる可能性があります。

▼事例のほか、公的機関をかたった悪質な電話勧誘販売や、訪問販売などにも十分注意しましょう。

▼工事を急がされても、その場ですぐに契約をしないようにしましょう。家族と相談したり、ほかの業者から見積もりを取るなど、工事内容や契約金額をしっかりと確認するようにしましょう。

▼保険会社に事実でないことを申し出て保険金を受け取った場合

(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス、☎097・534・0999＝消費生活相談電話